

自動車リサイクル法

私たちの生活に欠かせないクルマは、国内で年間約400万台が廃車されています。ゴミを減らし、資源を無駄遣いしない循環型社会をつくるために、クルマのリサイクルについて自動車メーカーや関連事業者、クルマの所有者の役割を決めた「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が2005年1月からスタートします。



自動車リサイクルをとりまく現状

現在、国内では年間400万台が廃車され、廃車されたクルマは、現在解体業者や破砕業者によつて総重量の約80%がリサイクルされています。残りの約20%はシュレッダーダスト（クルマの解体・破砕後に残る廃棄物）として主に埋め立て処分されています。

2005年以降はシュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者がリサイクルすることになっており、2015年にはクルマの総重量の95%がリサイクルされることとなります。

自動車リサイクル法が必要な理由とは…

日本では、産業廃棄物の最終処分場はもう残り少なく、シュレッダーダストの埋立処分量を減らす必要性に迫られています。

加えて、最終処分にかかる費用の高まりや、鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動などにより、これまでのリサイクルシステムが機能しなくなりつつあることから、不法投棄や不適正処理などが心配されています。

カーエアコンに冷媒として充てんさ

れている「フロン類」はきちんと処理されないとおゾン層破壊や地球温暖化を引き起こす原因となります。また「エアバッグ類」についても、適正処理の必要性が高まっています。

こうしたことから新しいクルマのリサイクルの仕組みとして「自動車リサイクル法」が作られました。

クルマの所有者に支払い義務があります

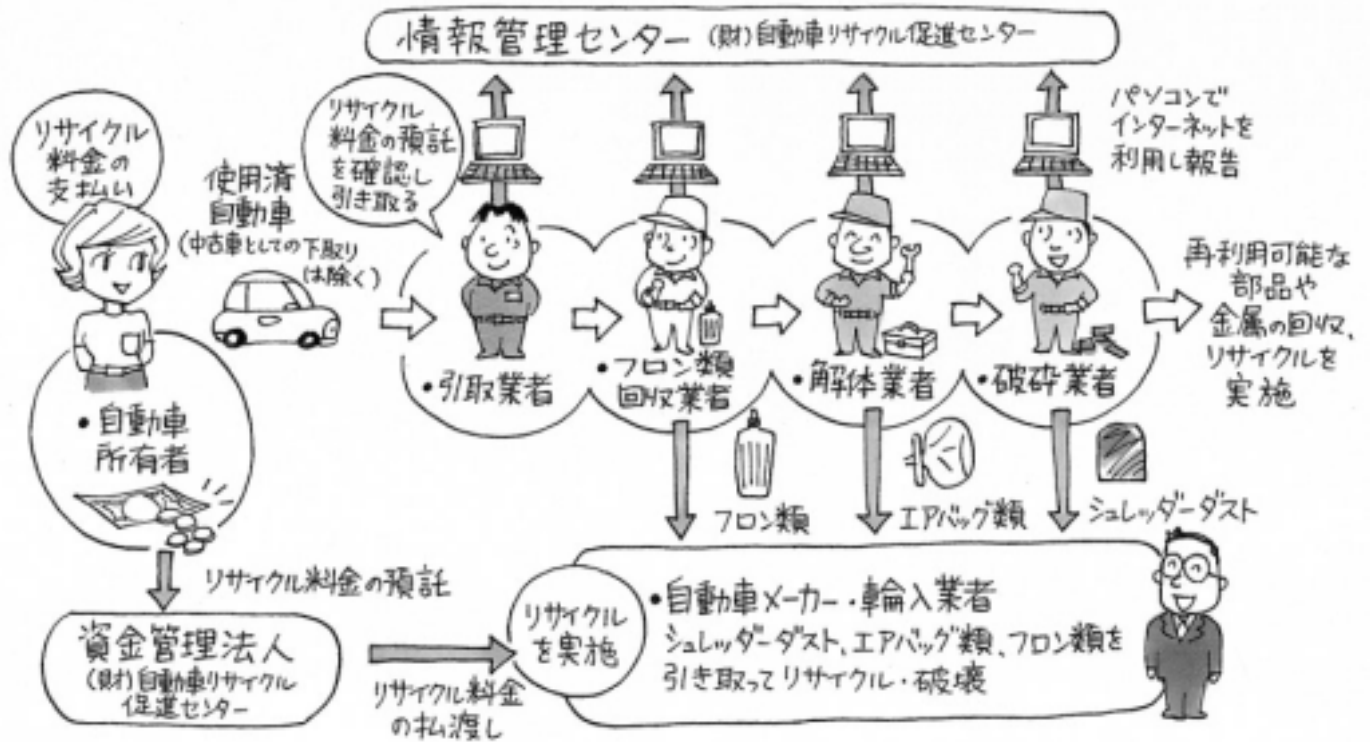
自動車リサイクル法においては、関係者の役割分担として、クルマの所有者がリサイクル料金を支払わなくてはならないとなっています。

クルマの所有者は、クルマからメリットを受けており、リサイクル料金はその対価であること、大切な地球環境を守るために必要な料金だということをご理解ください。

リサイクル料金はいつ支払うの？

2005年1月1日以降、新車を購入される方は、新車購入時にリサイクル料金を支払っていただくこととなります。

すでにクルマをお持ちの方は、200



**料金が未払いだと
登録・車検が
受けられません**

2005年2月1日以降は登録・車検を受けようとする際に、国土交通大臣(運輸支局)などによってリサイクル料金が支払われているかどうかを確認されます。

その際、リサイクル料金が支払われていることを証明するために、「リサイクル券」(リサイクル料金を支払った場合に、それを証明するために発行される書面)が必要となります。
仮にリサイクル料金が支払われていない場合は登録・車検が受けられなくなる

りますので、リサイクル券は廃車にするまで、車検証とともに大切に保管するようにしましょう。

●自動車リサイクル費用単価表

自動車の種類	1台あたりの単価		
	リサイクル料	情報管理料	報金 資金管理料金
軽・小型乗用車 (コンパクトカー)	16,000円	130円	新車購入時
普通乗用車	18,000円		380円
中・大型トラック	16,000円		継続検査時及び 廃車時
大型バス	65,000円		480円

市町村合併 まちづくりプラン ダイジェスト版
瀬棚地区町民説明会

日時 >>>>>

11月25日
午後6時30分より

会場 >>>>>

町民センター

詳しい内容については、本日同封の全戸配布チラシをご覧ください。

